

投資信託・公共債の取引口座を  
開設いただいているお客様へ

## マイナンバー(個人番号)お届出のお願い

平素は格別のお引立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、平成28年1月からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が開始されたことに伴い、当金庫におきましても、法令に基づきお客様にマイナンバーのお届出をお願いしております。

マイナンバー制度開始前(平成27年12月以前)に投資信託・公共債の取引口座を開設いただいているお客様におかれましては、平成30年末までにマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

誠にお手数ではございますが、お早めにお届出くださいますようお願い申し上げます。

なお、既にマイナンバーをお届出いただいている場合は、再度のお届出をお願いするものではありません。詳しくはお取引店舗にご確認ください。

### ○ NISA口座(非課税口座)を開設いただいているお客様へ

NISA口座は当初の勘定設定期間(120万円の非課税枠を設定できる期間)が平成29年末をもって終了します。ご利用いただいているNISA口座を平成30年以降も継続利用して新規投資等される場合には所定の手続きが必要になりますが、平成28年度税制改正により、次のような措置が講じられました。

➤ NISA口座に平成30年以降も引き続き非課税管理勘定を設定するためには、平成29年10月1日以後、「非課税適用確認書の交付申請書」を改めてご提出いただく必要があります



➤ 平成29年10月1日時点においてマイナンバーを既にお届出いただいている場合は、当該交付申請書を提出したものとみなされることになりました(書類手続きが不要となりました)

**マイナンバーのお届出がお済みでない場合には、平成29年9月29日(金)までにお届出くださいませうようお願い申し上げます。**

なお、期限日までにマイナンバーのお届出がなかった場合、NISA口座に平成30年分以後の非課税管理勘定を設定するためには、書類手続き(マイナンバーのお届出を含む)が必要になりますので、ご注意ください。

### ○ 特定口座・一般口座を開設いただいているお客様へ



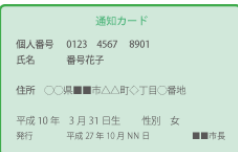
**マイナンバーのお届出がお済みでない場合には、平成30年12月末までにお届出くださいますようお願い申し上げます。**

## ＜マイナンバーのお届出の手続きについて＞

ご本人様、あるいはご家族等の代理人の方がご来店ください。  
ご持参いただく書類等は以下のとおりです。詳しくはお取引店舗にご確認ください。

### 1. ご本人のご来店によりお届出いただく方法

下記の番号確認書類と身元確認書類をご用意ください。

番号確認書類	身元確認書類
<p>■個人番号カード(この書類の場合は、他の確認書類は不要です)</p> 	
<p>■通知カード</p> 	<p>顔写真入り確認書類の場合は1種類 (運転免許証、パスポート、在留カード等)</p>
<p>マイナンバーが記載された ■「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」 (6ヵ月以内に作成されたものに限りです。)</p>	<p>顔写真入り確認書類の場合は1種類 (運転免許証、パスポート、在留カード等)</p>
	<p>顔写真のない確認書類の場合は2種類 (住民票の写し、健康保険証、年金手帳等)</p>
	<p>顔写真のない確認書類の場合は左記のほか 1種類(健康保険証、年金手帳等)</p>

### 2. ご家族等代理人の方のご来店によりお届出いただく方法

下記の代理権確認書類、**代理人の**身元確認書類、**口座開設者本人の**番号確認書類をご用意ください。

代理権確認書類	代理人の身元確認書類	本人の番号確認書類
<p>法定代理人の場合は、 戸籍謄本その他の資格 を証明する書類</p>	<p>顔写真入り確認書類の場合は 1種類(個人番号カード、運転免許証、 パスポート等)</p> <p>顔写真のない確認書類の場合は 2種類(住民票の写し、健康保険証、 年金手帳等)</p>	<p>本人の以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人番号カード</li> <li>● 通知カード</li> <li>● 個人番号が記載された 住民票の写しまたは住民票記載 事項証明書</li> </ul> <p>(6ヵ月以内に作成されたものに限りです。)</p>
<p>任意代理人の場合は、 委任状</p>	<p>顔写真入り確認書類の場合は 1種類(個人番号カード、運転免許証、 パスポート等)</p> <p>顔写真のない確認書類の場合は 2種類(住民票の写し、健康保険証、 年金手帳等)</p>	<p>上記と同様の本人の番号確認書類が 必要です。</p>
<p>※以上が困難な場合、ご本人様の個人番号カード、健康保険証等、本人しか持ち得ない書類(官公署等から本人 に対して1通だけ発行された書類、発行後6ヵ月以内のもの)</p>		